

小樽市飲食店応援クーポン事業登録店募集要項

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の縮小に伴い、幅広い業種、特に観光関連産業に甚大な影響が出ています。

このため、市内経済を支える観光関連産業のうち、中小・小規模事業者の多い飲食店の事業継続を支えるため、市独自の緊急対策として、感染拡大防止に配慮しながら、飲食業等に対する支援を実施します。

2 小樽市飲食店応援クーポンの概要

- (1) 名称 小樽市飲食店応援クーポン（以下「クーポン」という。）
- (2) 発行者 小樽市
- (3) 対象店舗 小樽市内で飲食業を営み、次の要件のいずれにも該当する事業者
①食品衛生法による営業許可（飲食店営業、喫茶店営業に限る）を受けている事業者
②飲食店としての営業実態がある事業者
③感染拡大防止に向けた安全体制、衛生管理体制を確保できる事業者
- (4) 使用可能額 1冊 5,500円分のクーポン（500円11枚綴り）を4,000円で販売（1人につき最大5冊まで）
- (5) 発行冊数 15,000冊
- (6) クーポンの販売期間
令和2年7月18日～令和2年9月30日
なお、発行冊数が完売した時点で、販売は終了します。
- (7) クーポンの使用可能期間
令和2年7月18日～令和2年9月30日
なお、使用期間を経過した後は使用することができません。
- (8) クーポンの販売方法
小樽商工会議所で販売します。
- (9) クーポンの使用可能店舗
この要項の定めにより登録を完了した市内の飲食店
- (10) クーポンの払戻し
使用期間中又は使用期間後を問わず、払戻しは行いません。
- (11) その他
クーポンは、転売することができません。また、使用に際して生じる釣銭は、支払いません。

3 クーポンの販売

クーポンは、令和2年7月18日（土）から7月31日（金）までの間、会場を設けて販売いたします（先着順）。

7月27日（月）以降は、7月31日（金）までの間、小樽商工会議所事務所で追加販売します（土・日・祝日を除く）。いずれの場合も、クーポンの購入を希望する方は、9時30分～16時までの間に購入することができます。

なお、多くの方に利用していただきたいことから、購入できる冊数は、窓口にお越しいただいた方1名につき、5冊までとさせていただきます（現金のみの取扱いとなります）。

○ 販売会場及び販売時間

(1) 7月18日（土）～7月21日（火）

- ・販売会場： 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター7階
- ・販売時間： 9時30分～16時

(2) 7月22日（水）

- ・販売会場： 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター3階
- ・販売時間： 9時30分～16時

(3) 7月27日（月）～7月31日（金）※土・日曜日を除く。

- ・販売会場： 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター5階
- ・販売時間： 9時30分～16時

※上記以降の販売方法は、クーポンの残余数を考慮して決定します。

4 登録店の申込方法

(1) 申込方法

登録店に参加を希望される方は、この「募集要項」に同意の上、別添「小樽市飲食店応援クーポン登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、営業許可証の写しとともに、下記のいずれかの方法で申請してください。

・郵送（あて先）

〒047-8520 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センター3階
小樽市飲食店応援クーポン登録店募集事務局（小樽商工会議所）

・FAX 0134-29-0630

※ 「小樽市飲食店応援クーポン登録申請書兼誓約書」は

ホームページ <http://www.otarucci.jp/>からも印刷できます。

なお、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者については、市内すべての店舗で使用可能となるよう御協力をお願いします。

(2) 申込期間

令和2年6月18日（木）から令和2年9月30日（水）まで

(3) 登録店の認定

申込みのあった店舗については、登録資格を審査の上、登録店として登録するとともに、登録店登録証を交付します。

結果については事務局から郵送にて通知します。

ただし、申込みの内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

(4) その他

店頭に掲示していただくステッカー、登録店登録証、小樽市飲食応援クーポ

ン換金申込書等は、後日配布します。

なお、登録店の一覧は、ホームページ (<http://www.otarucci.jp/>) に掲載します。

5 登録店参加資格

小樽市内で飲食業を営んでおり、次の要件のいずれにも該当する事業者

- ① 食品衛生法による営業許可（飲食店営業、喫茶店営業に限る）を受けている事業者
- ② 飲食店としての営業実態がある事業者
- ③ 感染防止拡大に向けた安全体制、衛生管理体制を確保できる事業者

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業を行っている者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ 小樽市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ④ 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2項第2号に該当する者及び「刑法」（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により「刑事訴訟法」（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤ 「小樽市暴力団の排除の推進に関する条例」（平成26年小樽市条例第19号）に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者

6 クーポン取扱い厳守事項

- (1) クーポンは、飲食物の提供などの取引において使用可能です。
- (2) クーポンと現金の交換は禁止します。
- (3) クーポンの額面以下の使用の場合であってもお釣りは出さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 店舗で独自にクーポンの使用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、その旨を明示してください。
- (6) 使用期限を過ぎたクーポンは受け取らないでください。
- (7) クーポンの盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。

※ クーポンの盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

7 登録店の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 使用可能店舗であることが明確になるよう、ステッカーを掲示してください。

- (2) クーポンの利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないでください。
- (3) 使用者が使用するクーポンについて、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽造防止加工がない、バーコード、券番号がない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポンと判別できる場合は、受取りを拒否するとともに、小樽市産業港湾部商業労政課（32-4111 内線 262、265、277）に報告してください。
- (4) クーポンを受け取った時は、再流出を防止するためクーポン裏面の取扱店欄に住所・事業所名を記載（手書き又はゴム印）し、既に記載があるものは、受取りを拒否してください。
- (5) クーポンの交換及び売買は行わないでください。使用期間中における商品の提供等の取引に使用されたクーポンのみ換金可能です。
- (6) 飲食店応援クーポン事業の運営に御協力ください。

8 登録店の取消し等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録店の認定取消し、損害金が発生した際は当該金額の請求をする場合があります。

9 換金について

- (1) 使用済みのクーポンは、裏面の取扱店欄に住所・事業所名を記載（手書き又はゴム印）し、北海道信用金庫の小樽市内の各支店にて換金手続きを行ってください。記載がない場合には、換金に応じられませんので、必ず明記してください。
- (2) 換金手続きの際には、以下のものを取扱金融機関にお持ちください。
 - ① 使用済みクーポン（裏面に住所・事業所名を記載し、枚数を確認）
 - ② 登録店登録証
 - ③ 換金申込書

(注) 使用済みクーポンは、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴り合わせないで1枚ずつ離れた状態でお持ちください。

- (3) 換金申込書が不足した際は、小樽商工会議所で受け取ってください。
- (4) 換金申請期間は、令和2年7月27日（月）～10月30日（金）までになります（土・日・祝日のほか、金融機関閉店日を除く）。なお、換金申請は、原則月2回までとしてください。

また、5日・10日・15日・20日・25日・月末などは、窓口での混雑が予想されるため、換金手続きは避けていただくよう御協力をお願いします。

※換金を行うクーポンが1,000枚を超える場合は、北海道信用金庫の特定の支店のみとする場合があります。また、この場合は、事前に来店される時間を御連絡いただきますようお願いいたします（この場合は、月2回以上の換金手続きが可能です）。

※ 上記の換金申請期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、御注意ください。

- (5) 北海道信用金庫の窓口で振込依頼書に振込口座等を記入していただきます。振込口座は、登録店登録証と同一の名義としてください。登録店登録証と

異なる場合は、換金することができませんので、御注意ください。

なお、換金手続き後、1週間程度で指定口座に入金いたします。

(6) 換金手数料はかかりません。

1.0 換金申請ができる金融機関

換金申請ができる金融機関は、北海道信用金庫（小樽市内の各支店）です。それ以外の金融機関では換金手続きを行うことができませんので、御注意ください。

なお、換金手続きを行う際、振込先の指定に当たっては、御希望の金融機関口座に振り込みますが、事務負担軽減のため、可能な限り北海道信用金庫の口座（普通・当座どちらでも可）を指定するよう御協力をお願いいたします。

1.1 その他留意事項

「募集要項」に記載されていない事項などは、協議してお答えします。また、登録店情報（店舗名称、所在地）は、ホームページなどにより広報します。

○お問合せ先（土日祝日を除く、平日9時～17時）

・店舗登録、販売方法について

小樽市飲食店応援クーポン登録店募集事務局（小樽商工会議所）

小樽市稲穂2丁目2番1号

TEL 0134-22-1177 FAX 0134-29-0630

・上記以外について

小樽市産業港湾部商業労政課

小樽市花園2丁目1番1号 別館4階

TEL 0134-32-4111 内線 265、277